## 食品表示法(保健事項)の広報誌等掲載例

加工食品を製造、加工、輸入、販売をされる食品関連事業者の皆様へ

○平成27年(2015年)4月1日から、加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品には、新たに、食品単位(100g、1食分等)当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の5項目の表示が必須とされました。

○経過措置の終了が令和2年(2020年)3月31日までとなっていますので、 計画的に準備をし、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めて ください。(旧基準で栄養成分表示をしている場合には、新基準に対応した 表示の切り替えが必要です。)

○なお、表示可能面積が小さいもの(概ね30 cm以下)、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや、小規模事業者が販売するもの(ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く)等については省略が認められています。

○詳しくは、北海道庁ホームページ「栄養や健康等の表示について」(保健福祉部健康安全局地域保課)